

# 令和3年 第5回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和3年 第5回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和3年6月1日 午前10時5分～午前10時37分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 ( 名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第5 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画 (案) について (令和3年6月4日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 富 田 敏 博 係 長 佐 藤 衡 一 主事補 佐 藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

## 開 会 宣 告

- 事務局長      只今から、令和3年第5回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- 事務局長      開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長      皆さん、おはようございます。
- 5月は雨が多く農作業にいろいろと影響が出ましたので、6月の好天を願うばかりです。
- 新型コロナウイルスはまだまだ猛威を振るっておりますが、今月から美瑛町でもワクチン接種が始まります。私どもも8月から9月には打てるようになるのではと思います。
- 本日は案件が少ないので、短時間のうちに終了すると思えます。皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。短いですが、会長の挨拶といたします。
- 事務局長      それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長      これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長      日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
- 【なしの声】
- 議 長      異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限

りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番、上村委員、11番、打田委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。  
1、令和3年4月23日、令和3年第4回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。  
2、4月23日、令和3年度美瑛町アグリパートナー協議会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。  
3、5月6日、美瑛町議会第2回臨時会が開催され会長が出席しております。  
4、5月19日、上川生産連種子種苗生産関連施設地鎮祭が開催され、会長が出席しております。  
5、5月27日、農福連携事業現地見学会が開催され、会長が出席しております。  
6、5月31日、土地開発公社理事会が開催され、会長が出席しております。  
以上です。

○議 長 日程第4、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。  
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった、■■■■さん外1件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、地目、登記簿、牧場、現況、非農地、面積計24,413㎡です。  
土地所有者及び申請者、美瑛町■■■■ ■■■■さん、農振農用地区域内、都市計画区域外です。  
この土地につきましては、30年前まで牧場の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。  
以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。



- 議長 ありがとうございます。番号2番について、現地調査の結果を、平間班長よりお願いいたします。
- 平間班長 地区担当委員から説明があったとおり、問題ないと判断しますので、審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 長 ありがとうございます。  
これより議案第1号、番号2番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。  
それでは、議案第2号、番号1番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（除外）。  
農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すので、審議をお願いします。  
番号1番、XXXXXXXXXX、登記簿・現況、田及び原野、面積計5,676㎡、所有者及び申出者、XXXXXXXXXX XXXXさん。  
除外目的は現況等を考慮しての除外です。  
許可理由としては国が示したガイドラインに基づくものとなります。  
以上で説明を終わります。
- 議長 長 議案第2号、番号1番について、現地調査の結果を、平間班長よりお願いいたします。

- 平間班長 先ほど、現地を確認してまいりました。現地は牧草ロールが置いてある細長い土地です。問題ないと思われまので審議の程よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。  
議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。  
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん、1件の許可の可否について審議を求めるものです。  
なお、本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。  
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外6筆、面積計3,540㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。  
申請箇所はJR美瑛駅から南東に約8.5kmの箇所で、権利設定の理由は、当該農地処分の為、譲受人に譲与したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのことです。  
詳細につきましては議案3ページをご確認ください。  
以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ■■■■からの管理道路で、改良の際に細切れた公衆用道路となっており、畑にはならないような土地です。■■■■さんの土地と地続きで何ら問題ないと思います。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。  
議案第4号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、議案第4号で審議いただく2案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■（内）外1筆、面積8,000㎡につきましては、貸主■■■■さんから、借主■■■■への賃貸借権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約7.6kmの箇所です。賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸し付けたい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を借受したい、とのこと。

詳細につきましては、議案4ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■委員 この土地については、アスパラを植えており、本人が体を崩し作業委託で■■■さんにやってもらっていたところです。何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございました。  
これより議案第4号、番号1番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第4号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第4号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名、■■■■■■■■■■、地番■■■■■■■■■■外1筆、面積496㎡につきましては、貸主■■■■■■■■■■さんから、借主■■■■■■■■■■への賃貸借権設定申請です。  
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約3.7kmの箇所で、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸し付けたい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を借受したい、とのことです。  
詳細につきましては、議案5ページをご確認ください。  
以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■委員 先ほどの議案第3号に付随した田とため池です。貸付、売買による農地処分になるものと思われます。よろしくをお願いします。



○議長 ありがとうございます。  
これより議案第4号、番号2番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第4号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第8、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。  
議案第5号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）。

農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さん外2件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、議案第5号で審議いただく案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番、土地の表示、字名、■■■、地番■■■■外7筆、面積計53,917㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約8.3kmの箇所、使用貸借設定の理由は、貸主は後継者である借主に貸し付けたい。借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借したい、とのこと。です。

詳細につきましては議案6ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■委員 ■■■■さんは10年ほど前に経営移譲を受け、今回、20年間の使用貸借の申請をあげています。問題ないと考えま

すのでご審議の程よろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第5号、番号1番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第5号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第5号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計5,868㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。  
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約6.2kmの箇所です。使用貸借設定の理由は、貸主は後継者である借主に貸し付けたい。借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借したい、とのことでした。  
詳細につきましては議案7ページをご確認ください。  
以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 ■■■■さんは昨年、経営移譲を受けました。引き続き問題なしと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第5号、番号2番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第5号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第5号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外1筆、面積計1,883㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。  
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約2.2kmの箇所、使用貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸付したい。借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借したい、とのことです。  
詳細につきましては議案8ページをご確認ください。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 ここは地元の方の借り手がなかなかなかった土地です。今回、■■■■さんが整備されて使っていきたいとのことで、問題ないと思われまます。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第5号、番号3番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第5号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和3年6月4日公告予定分の件を議題とします。  
議案第6号、番号1番については、■■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関

する法律第24条の規定により、**■**委員の退席をお願いいたします。

【**■**委員退席】

○議 長 議案第6号、番号1番について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について(令和3年第5回 令和3年6月4日公告予定分)。

**■**さん外16件(改善組合承認済み)から利用権の設定等(所有権の移転3件、賃貸14件)について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号1番、**■**さんから、**■**さんへ、**■**さんへの売買、畑2筆、計25,619㎡。**■**円で10aあたり**■**円です。期間は1年間です。こちらは賃貸借の更新です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第6号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 **■**委員の入場を認めます。

【**■**委員入場】

○議 長 **■**委員にお知らせいたします。

本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第6号、番号2番から番号17番までの件は一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号2番につきましては、離農に伴う売買です。

番号2番、[ ] [ ]さんから、[ ]さんへの売買、田4筆、畑9筆、計67,042.56㎡。[ ]円で10aあたり田[ ]円、畑[ ]円です。

番号3番、4番につきましては、農地処分による売買です。

番号3番、[ ] [ ]さんから、[ ]さんへの売買、畑1筆、30,537㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。

番号4番、[ ] [ ]さんから、[ ]さんへの売買、畑1筆、44,235㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。

番号5番から番号8番につきましては、賃貸借の更新です。

番号5番、[ ] [ ]さんから、[ ]さんへの賃貸借、畑6筆。計87,810㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は5年間です。

番号6番、[ ] [ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、畑8筆、計100,744㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は10年間です。

番号7番、[ ] [ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、畑1筆、46,260㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は5年間です。

番号8番、[ ] [ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、畑2筆、計74,934㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は5年間です。

番号9番から12番につきましては離農に伴う賃貸借です。

番号9番、[ ] [ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、畑4筆、計80,106㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は5年間です。

番号10番、[ ] [ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、田2筆、計6,661㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は3年間です。

番号11番、[ ] [ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、畑4筆、計40,000㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は3年間です。

番号12番、[ ] [ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、畑18筆、計100,006㎡。[ ]円で10aあたり[ ]円です。期間は3年間です。

番号13番から番号17番につきましては、農地処分による賃貸借です。

番号13番、[ ]さんから  
[ ]さんへの賃貸借、田1筆、畑3筆、計  
28,832 m<sup>2</sup>。[ ]円で10aあたり田、畑ともに[ ]円  
です。期間は5年間です。

番号14番、[ ]さんから  
[ ]さんへの賃貸借、田1筆、畑2筆、計  
23,762 m<sup>2</sup>。[ ]円で10aあたり田、畑ともに[ ]円  
です。期間は5年間です。

番号15番、[ ]さんから  
[ ]さんへの賃貸借、畑5筆、計25,000 m<sup>2</sup>。  
円で10aあたり[ ]円です。期間は1年間です。

番号16番、[ ]さんから  
[ ]さんへの賃貸借、畑3筆、計28,585 m<sup>2</sup>。  
円で10aあたり[ ]円です。期間は1年間です。

番号17番、[ ]さんから  
[ ]さんへの賃貸借、田17筆、畑2筆、計  
44,530 m<sup>2</sup>。[ ]円で10aあたり田・畑ともに[ ]円  
です。期間は1年間です。

以上、設定を受ける者 17件、15名、2法人

設定をする者 17件、17名

田 25 筆 73,565 m<sup>2</sup>

畑 71 筆 781,098.56 m<sup>2</sup>

計 96 筆 854,663.56 m<sup>2</sup> です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、番号2番から番号17番までの件について、  
質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それで  
は、採決いたします。

議案第6号、番号2番について、原案どおり決定するこ  
とに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終  
了いたしました。以上をもちまして、令和3年、第5回美  
瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を

整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和3年6月1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

上 村 昌 規

美瑛町農業委員

打 田 佳 史